

## 第13回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年4月5日（水）15:00～16:54
2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）原英史（座長）、高橋滋、八代尚宏
  - （専門委員）村上文洋
  - （政府）山本大臣
  - （事務局）刀禰規制改革推進室次長、西川参事官
  - （法務省）民事局民事第二課 坂本課長
  - （文化庁）長官官房著作権課 水田課長
  - （文部科学省）初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 常盤木室長  
初等中等教育局教職員課 佐藤課長
4. 議題：
  - （開会）
  - 議題1 不動産登記の見直し
  - 議題2 IT時代の遠隔教育
  - （閉会）
5. 議事概要：
  - 西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第13回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。
  - 委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
  - 本日は、吉田座長代理、江田委員は所用により御欠席ということでございます。
  - 山本大臣に御出席をいただいております。
  - それでは、開会に当たりまして、大臣より御挨拶をいただければと思います。
  - 山本大臣 皆さん、こんにちは。連日のように御苦勞さまでございます。ありがとうございます。
  - 本日は、不動産登記の見直し及びIT時代の遠隔教育について、それぞれ関係省庁からヒアリングを行うと伺っております。不動産登記については、所有者情報が十分に把握されておらず、空き家対策、農地・森林利用などさまざまな場面で大きな課題となっており、そのあり方について検討する必要があります。

また、遠隔教育については、離島、過疎地等の生徒に対する教育機会の確保や質の高い教育機会の提供の観点から、ICTを活用した遠隔教育のあり方について検討する必要があります。

委員の皆様におかれましては、改革の具体化に向けて活発な議論をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○西川参事官 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は、原座長、お願ひいたします。

○原座長 どうもありがとうございます。

では、議題1「不動産登記の見直し」に移らせていただきます。資料1-1で今日の論点としてお配りさせていただいております。この投資等ワーキング・グループで不動産登記を扱っております背景でございますが、このワーキング・グループの重点課題の一つとして官民データの活用というテーマを挙げております。この一環として不動産登記の問題についても取り上げているわけでございます。この不動産登記に関しては、もう昔からですが、村上さんがお詳しいと思いますが、オープンデータの観点で日本でのデータの公開が遅れているという指摘があり、また、規制改革の要望の中でも、例えば非常時に利用できるように時間を拡大してほしいといったニーズがあるところでございます。

それから、さかのぼって言うと、不動産登記に関してはデータのオープン化という以前に、登記情報と実態とが乖離しているという問題も、様々なところで指摘をされているわけでございます。先月のワーキング・グループで、この問題に関して富士通総研の榎並さん、野村総合研究所の田中さん、山口さんから土地所有者不明問題、また、各国の不動産登記におけるブロックチェーンの活用状況といったヒアリングを行ったわけでございます。

今日、この論点については、事前に法務省にもお送りさせていただいておりますが、不動産登記情報の制度について現状どうなっているのか。また、実態とデータとの乖離を解消するために、例えばマイナンバーとの連携、相続登記の促進、登記手数料の低廉化や無料化といったことが考えられないのか、どう検討されているのか。(3)で、一定のデータに関しては無料公開を含めたオープンデータの推進を図れないのか。それから、(4)で、より効率的・実効的な不動産データベースと利用環境を整備するという観点で、ブロックチェーンなどの最新の技術も活用できないのかといった問題提起をさせていただいているところでございます。

では、法務省の坂本民事第二課長様にお越しいただいております。御説明をよろしくお願ひいたします。

○法務省(坂本課長) 法務省民事局でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私から、資料1-2に基づきまして御説明させていただきたいと思ひます。

1ページ目、右下に1と振ってある部分でございますけれども、相続登記をめぐる現状と背景について御説明させていただければと思ひます。相続登記が未了のまま放置されるということは、不動産登記簿などの所有者の台帳によりまして、所有者が直ちに判明しな

い、あるいは判明しても連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地の問題や空き家の問題を生じさせるという大きな要因の一つとされており。このため、昨年6月に決定されました各種の政府の方針におきましても、相続登記の促進に取り組むこととされております。ここにも書いてございますとおり、骨太あるいは日本再興戦略、日本一億総活躍プラン、これらそれぞれについて相続登記の促進ということが挙げられているところでございます。

次は2ページ目に移らせていただきます。続いて、そもそも論ということになるのかもしれませんが、不動産登記制度とはどういうものなのかということについて、若干お時間をとらせていただければと思います。そもそも物権というものは、物に対する直接排他的な支配権ということでございますので、物権変動が第三者から認識できるようにするための何らかの公示の方法がなければ、その物の取引の安全と円滑を図ることができないということになります。そこで、不動産に関する権利の変動を第三者から認識できるように、個々の不動産の物理的な状況を一定の公簿に公示するとともに、不動産に関する権利の変動をその公簿に記録して公示するというようにしたのが、不動産登記制度ということでございます。これにつきましては、御承知のように民法177条では不動産の物権の得喪及び変更は登記しなければ、第三者に対抗することができないと規定してございまして、不動産に関する権利の変動に対応する登記がされることを促しているということになっております。

不動産登記と申しましても、大きく申し上げますと2種類のものでございまして、ここにも書いてありますが、一つは表示に関する登記、もう一つは権利に関する登記ということでございます。表示に関する登記とは、権利の客体である不動産の物理的状況を公示するためのものでございまして、登記記録の表題部というところにする登記がこれに当たるということでございます。皆様、登記簿を御覧になったことは当然おありかと思っておりますけれども、登記の一番頭に、土地であれば所在とか地番、地目、あるいは地積ということが書いてございますし、建物であれば、所在、家屋番号、種類、例えば居宅とか店舗ですね。あとは構造、例えば木造瓦ぶき平家建てとか、そういうのを御覧になられたことがあるかと思っておりますけれども、そういうものを公示することになります。

もう一つ、権利の登記でございまして、これは不動産の動的な権利関係を公示するためのものでして、登記記録の権利部というところに行う登記となります。例えば土地の売買等があった場合には、所有権移転の登記をすることになりますし、抵当権設定があれば、抵当権設定の登記をすることになります。

権利の登記として登記できるものは法律上決まっております、所有権とか地上権、あるいは抵当権とか、ここに挙げてある一定の権利が登記することができるとされております。

続きまして、3ページ目でございますけれども、今、権利に関する登記のお話をさせていただきましたが、その申請手続の一般的な通則について少し説明させていただきます。

まず1点目は、申請主義ということになります。登記は、法令に別段の定めがある場合を除きまして、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければすることができないということになっております。これは登記が真に正しいことを保持して、虚偽の登記を防止するためには権利変動の当事者に登記手続をさせるのが最も適当であるという考えによるものです。したがって、法律上特に認められている場合を除きまして、登記官は職権で登記することはできないということになってございます。

2点目が共同申請主義ということでございます。これは権利に関する登記の申請は、原則として登記権利者、登記義務者が共同でしなければならない。すなわち売買で申しますと、売主と買主が共同して申請しなければならないということになります。権利に関する登記につきましては、当事者の方から提供された申請情報及びその添付情報、その登記記録のみを登記官は審査の対象として登記するということになります。そのため、その登記をすることによって直接の利益を受ける登記権利者と、その不利益を受ける登記義務者とが共同して登記の申請をすべきものとして、さらにその申請されたものを登記官が厳格に審査することをもって、虚偽の登記がされることを防止する体制をとっているということになります。

ただ、今、共同申請ということを申し上げましたが、その例外の一つといたしまして、相続登記の申請手続というものがございます。これは不動産登記法上ですけれども、相続の場合、あるいは法人の合併による権利の移転の登記は登記権利者、相続で言えば相続人、合併で言えば存続法人が単独で申請することができるということになってございます。これは、相続による権利の移転にあつては、登記義務者に当たる被相続人は既に死んでしまって現存しないということでございますし、相続を原因とする権利取得の登記は、戸籍あるいは除籍の謄抄本などを用いまして、被相続人の死亡の事実と、自分が相続人であることを証明することができるということによるものでございます。

次が4ページ目でございます。今、手続等を御説明しましたけれども、その結果作られる登記記録というものは、この右側に描いてあります挿し絵、見本と書いてある部分です。ここの挿し絵にありますとおり、登記事項証明書としてこれを公示することになります。この見本で掲げたものは、建物に関する登記事項証明書ということで、先ほど申し上げましたように、表題部として建物の物理的な状況を上の方に書いてございますし、下の方の権利部と書いてあるところに所有権保存の登記がされたこと、あるいは抵当権の設定登記がされたことが記録されているということになります。

このように、今御覧いただいてもおわかりのとおり、この登記記録の編成は、権利の客体である不動産を単位として編成されております。これはいわゆる物的編成主義と申しております。この不動産に関する取引そのもの、あるいは権利の主体である各個人を単位とする編成になっているものではないということです。物を単位に編成されている。したがって、いわゆる名寄せのような、個人を特定してその個人の所有する不動産を全般的に把握できるような構成にはなっていないということになります。

では、登記はどのような効力があるのかということを下の方に書いてございます。一番大きなところは、対抗力ということになります。例えば不動産の所有者がその不動産をある人、Bに売ったと。また、さらにその登記をする前にその人が同じ不動産をCに二重に売ったとします。その場合に、Cが先に所有権移転の登記を受けたといたしますと、Bは先にAから譲渡を受けていることにはなりますけれども、登記をしていないことから、自分の所有権をこのCさんには対抗することができないということになります。他方で、Cは登記しておりますので、自分の所有権を主張することができるということになります。権利に関する登記というのは、正にこの対抗力を得るために行うと言っても過言ではないかと思っております。

次に、権利推定力という効力です。不動産登記については、公信力という考え方もございますけれども、公信力というのは公示された内容が実質的な権利を伴わないものであっても、公示のとおりの実体的な権利関係があるように取り扱って、その公示を信頼した人を保護しようというものでございますけれども、我が国の法制におきましては、登記に公信力は認められていないというのが一般的な考え方だと思います。

しかしながら、登記は登記所という国家機関が法律に基づいて行うものですので、その記載どおりの実体的な権利関係が真実に存在するという推定を生じさせる効力があると言われております。したがって、例えば登記記録上の所有権の登記を信頼して不動産を譲り受けて、その占有を継続した者につきましては、取得時効に関し、無過失の占有があったものと推定されることとなります。

このほかにも形式的確定力ということがございます。形式的確定力につきましては、ここに書いてございますとおり、その登記が存在する以上、その登記が有効であるか無効であるかを問わず、その後の登記手続は、これを無視して手続することはできないというものでございます。

次は5ページ目で、先ほど現状を冒頭のところで御説明申し上げましたとおり、相続登記が未了のまま放置されるということは、いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つとされております。これらの問題の拡大を防ぐためには、相続登記を促進することが重要であると認識してございます。そのため、法務省法務局では、これまで相続登記の促進のための具体的方策というものを講じてまいりました。

まず、相続登記の必要性について理解が進みますように、平成27年2月から相続登記の促進に関する記事を法務省のホームページに掲載させていただいて、広報を開始しました。このホームページによる広報は、現在は全国の法務局のホームページでも展開しているものでございます。

次に、昨年5月には法務省で関係資格者団体、具体的には日本司法書士会連合会、あるいは日本土地家屋調査士会連合会と共同してリーフレットを作成いたしました。このリーフレットは各地の法務局において、市区町村の協力の下、死亡届を受理する窓口へ備え付けるなど広報に活用されております。同様に、相続登記を促すポスターも掲示させていた

だいております。

このほか、市区町村との連携の下、死亡届受理時に市区町村に配付する手続一覧に相続登記に関する情報を掲載してもらったり、市区町村発行の広報誌に相続登記の促進の記事を掲載してもらったりしております。

さらに、昨年3月には相続登記の添付書面に関する通達を見直して、手続を簡素化するというのもやっておりますし、本年5月には相続登記を促進するための新たな制度といたしまして、法定相続情報証明制度というものを創設する予定でございます。

この法定相続情報証明制度について、少し説明させていただきたいと思います。6ページ目になります。

被相続人が亡くなった後に必要となる手続というものは、相続登記だけではなくて、金融機関における預金払戻しの手続などいろいろ必要となりますけれども、その度に戸籍関係の書類一式を提出する必要があるまいります。相続登記がされない要因の一つとして、いろいろと手続が煩雑であって、登記まで手が回らない、あるいは売却する必要があるなければ相続登記がされないまま放置されてしまう、そのような傾向にあるということが考えられます。

この制度は、相続人が登記所に対しまして、生まれてから亡くなるまでの戸籍関係書類一式と法定相続情報一覧図を提出することによって、登記官がその内容を確認した上で認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付するというものになります。この法定相続情報一覧図の写しというものが、相続登記の申請手続のみならず、預金の払戻し手続など様々な手続に利用されることによって、相続人あるいはその手続を担当される部署双方の負担が軽減されることになるのではないかと考えております。

また、この制度を利用する方々に相続登記のメリットあるいは放置することのデメリットを登記官が説明することを通じまして、相続登記の必要性について意識を高めることができるかと考えてございます。

7ページ目でございますけれども、不動産登記情報の制度に係る現状の把握はどうなっているのだということでございます。所有者不明土地を登記情報から把握することはできませんけれども、相続登記の未了のおそれのある土地がどのくらいあるのかというものを把握するために、昨年、サンプル調査を実施いたしました。サンプル調査といたしましては、東京都文京区の一部と山口県美祢市の一部で所有権の登記について、最後の登記から何年経過しているのかを調べました。その結果、文京区の方では所有権の登記4,096個のうち、最後の登記から90年以上経過したものは0.3パーセント、70年以上で0.6パーセント、50年以上で6.0パーセントという結果です。これは全て累計値となります。他方、山口県美祢市では、6,585個のうち、最後の登記から90年以上たったものが2.5パーセント、70年以上が4.4パーセント、50年以上が17.7パーセントということでした。

法務省では、自治体とも連携しつつ、さらに全国10カ所の地区で調査を実施しているところでございます。

続きまして、8ページ、その解消の方策についてでございます。まず第1点目、マイナンバーとの連携が挙げられておりますけれども、登記制度というものは、不動産について権利関係の公示をするためのものございまして、記録される情報、例えば氏名や住所などが記録されておりますけれども、これはすべからず公表されることを前提といたしまして、システムを整備してございます。したがって、公表することができないマイナンバーを登記情報と連携させることにつきましては、法制上、システム上の観点から慎重に検討する必要があります。そもそもマイナンバーを把握するためには、登記申請を契機とすることとなりますけれども、一般に登記申請はマイホームの取得、ローンの完済、相続登記といった、一生のうちに行うのは3度程度ということかと思っておりますので、仮に全てのマイナンバーを把握し切るとしても相当の時間を要することになるのではないかと思います。

加えて、現行法上は、マイナンバーの利用を社会保障、税、災害対策の3分野に限定しております。また、マイナンバー制度というのは情報の一元管理をすることなく、情報の分散管理をすることとしてございます。先ほど申し上げましたとおり、登記記録は物的編成主義を採用しております。権利の主体である各個人を単位とした一元管理は行っておりませんが、登記情報とマイナンバーの連携というものは、登記情報について個人を単位とした一元管理を可能とすることになりますので、これに係る国民の理解とマイナンバー制度の理念との調整というものが必要になってくるかと思っております。

次が9ページ目でございます。登記官の審査権限の拡大による最新情報を登記簿に反映することについてということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、不動産登記は申請主義ということをとってございます。不動産登記制度は、私的な権利の公示・保護を目的とするものですので、この制度を利用するかどうかということは、権利関係当事者の自由な判断に任せられております。その者のイニシアチブに基づいて初めて登記の手続がされることとなっております。申請がないことには、物権変動を登記官が把握することは実際問題としても困難と考えております。

次に、清算型遺贈での登記手続簡略化というところでございます。不動産登記制度は、先ほど申し上げましたように物権変動の過程などをそのまま反映するものと理解されております。清算型遺贈というものは、相続財産を売却してしまっていて、その売却した代金を相続人、受遺者の方に払うというものと理解しておりますけれども、その不動産は、相続開始と同時に各相続人に帰属して、その上で第三者に売却するというものですから、その2つの物権変動の過程というものを登記記録に反映する必要があります。

いずれにいたしましても、現状の相続登記促進の取組に加えまして、先ほど申し上げました所有者不明土地の調査結果なども踏まえまして、相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けまして、制度改正を含めました具体的な施策の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、10ページ目、不動産登記情報の無料公開というところでございます。登記事項証明書の交付の請求に当たっては、手数料の納付が必要ということが不動産登記法上定めら

れております。この登記手数料は物価の状況と登記事項証明書の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定めるとされております。仮にこれを無料で公開する場合には、無料化のための法改正、公開に要する実費相当分の支出をどのように確保するのかといった観点から検討する必要があります。

また、今、登記事項証明書等で公開しておりますけれども、その枠組み以上での公開をすることになりますと、個人情報の保護との兼ね合いについても慎重に検討する必要が生じてくるのではないかと考えております。

なお、登免税ということになってまいりますと、申し訳ございませんけれども、それは財務省の所管ということになります。

最後に、ブロックチェーン技術の活用というところでございますけれども、ブロックチェーン技術、とりわけパブリックブロックチェーンの優位点は、データの改ざんが難しいということや、取引の履歴がつまびらかになるということであると理解しております。

一方で、ブロックチェーン技術というのは限られた前提に基づく実証実験にとどまっております、実運用に至っている例はまだないとお聞きしております。ブロックチェーン技術は前提として不動産登記のみならず不動産取引の一連の商慣習プロセスが自動化されまして、万人がそのプロセスに参画することができる状況が必要であると思われまます。また、不動産登記は、先ほども少し申し上げましたけれども、取引の結果をただ記録するというものではございませんで、登記官が審査した上で登記を実行しているということとの整合性も問題になってくるのではないかと考えますので、先ほど申し上げたような状況が作り出される社会的情勢と、ブロックチェーン技術の活用度合いの動向を引き続き注視していきたいと考えております。

時間を超過して申し訳ございません。私からの御説明は以上とさせていただきます。

○原座長 ありがとうございます。

幾つか論点がありましたが、まず、村上専門委員から全般にコメントをお願いしてよろしいですか。

○村上専門委員 どうも御説明ありがとうございます。

資料1-1の原座長の資料の後半の富士通総研の榎並さんの資料の6ページに、「3不動産情報の流れ」という図があります。これを見ると、不動産登記情報は、固定資産台帳、農地台帳、林地台帳など、いろいろな分野で使われている情報の基となっています。これについて、所有者が不明の割合が15パーセント程度あるという国土交通省の調査もあります。これだけ不明がある状態に対して、本日御説明いただいた資料の7ページには、所有者が不明な土地を登記情報から把握することはできないとあっさりと言われています。不明の割合がこれだけあって、いろいろな分野に大きな影響を与えているので、早急に改善しなければいけないと思うのですが、法務省の資料には具体的な解決策が示されていません。不動産登記情報を基に土地の所有者を正確に把握することは困難なので、ほかの制度をつくったほうがいいのでしょうか。それとも、不動産登記情報をベースに改善策を検



討していくことが一番効率的なのか、そのあたりのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○法務省（坂本課長） まず前提として、先ほど登記というものは申請に基づいて登記していただかないことにはというところがあります。それで実際どのぐらい、申請していないかどうかも把握することは登記所としてはわからないということも先ほど御説明申し上げましたけれども、何といっても申請をまずやっておくことが必要であるということで、これまで先ほど申し上げましたように、相続登記の促進に取り組んでいるということをお申し上げました。

また、これも先ほど説明しましたけれども、自治体と協力しながら今後、長く相続登記が放置されている土地がどれぐらいあるのかということは今、調査しているところでございますので、その結果も踏まえながら検討していきたいと思っております。

○村上専門委員 ありがとうございます。

富士通総研の榎並さんからは、住所を移転したときや、死亡したときの把握ができないため、自治体、個人、企業が困っており、マイナンバーを活用すれば、住所の移転や死亡が分かるという提案がなされています。法務省の資料の8ページでは、マイナンバーの活用の話と公開の話が一緒に書かれてしまっています。マイナンバーを活用してもマイナンバーそのものを公開する必要はありませんので、もう少し正確にマイナンバー制度のことを把握した上で、マイナンバーの活用についてはもっと前向きに、ある程度時間を切って検討したほうがいいかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○法務省（坂本課長） 登記というのは基本的に公開を前提とした制度ということですので、先ほど御説明をさせていただきました。もっと活用したらいいのではないかとこのところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、マイナンバーが今、かなり厳しい運用になっているということもございますので、先ほどのような説明をさせていただいたところでございます。

○村上専門委員 マイナンバーは公開しなくても活用できるということは御理解いただきたい。また、マイナンバーの活用が厳しいというのはどういう観点で言われているのか教えてください。

○法務省（坂本課長） そもそも今、マイナンバーの情報を得ることができない形になっておりますので、まずそこをクリアする必要があるということでございます。

○村上専門委員 ということは、マイナンバーの活用方策を考えていって、制度改正もそれなりに進めていけば、マイナンバーの活用の可能性は十分あると考えてよろしいですか。

○法務省（坂本課長） そこは恐らく死亡情報等が全てマイナンバー等に結びついてくることになってくればという前提かもしれませんが、そのときに、それを活用することが、マイナンバーについてはいろいろ慎重に物を運んでおられると聞いておりますので、そこら辺との調整等がまた必要になってくるかと思えます。

○村上専門委員 もう一つだけ。今、登記情報を民事法務協会が時間を限定して（平日の

8:30-21:00のみ利用可能)、有料で提供していますが、海外に比べるとやはりオープンデータの観点で非常に遅れていると言わざるを得ない。民事法務協会が運営している登記情報提供サービスの開発費、年間のシステム運営費、このサービス関連の業務を担当している職員の人件費、年間の利用者数、利用件数、主な利用者の属性を、後日で結構ですので、事務局経由で教えていただけますでしょうか。

オープンデータの議論においては、有料によって利用者が限定される場合と、オープンデータによって利用者が例えば1桁、2桁増えた場合の社会的な価値を考えることがあります。無料にしたことによって、利用料収入はなくなりますが、より多くの使われ方をすることで、社会的な価値や経済効果が拡大することもあります。これまでに、そのような検討をしたことがあれば、その結果を教えてくださいたいですし、まだであれば、是非そういう検討をすべきだと思います。

○法務省(坂本課長) 先ほどのデータについては、どこまでお出しできるものがあるか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○原座長 よろしいですか。

では、八代先生。

○八代委員 先ほど、この登記情報が非常に重要だという御説明があったわけですが、一方で、今、長らく更新されていない登記情報がいっぱいあると。既に2つのサンプルで見ても、特に地方においてはかなりの率で更新されていないことがわかったわけで、どれくらいデータが集まればゴーということになるわけですか。一般常識と、少なくともこういうデータがあれば、既に何かしなければいけないという状態はあると思うのですが、どこまで長く放置されている登記の比率が明らかになったら対応をとられる予定なのかということが第一と、それから、今も繰り返し村上専門委員からありましたが、要するにマイナンバーを登記するときに要求するというのを法務省としてやることに何か法的な制約があるのかどうかということ。これはマイナンバーの方の対象が限定されているわけですが、それは登記という非常に公益的な目的だからそれを追加することは可能ではないかというのが第2点。

それから、今の有料のやり方が非常に意味不明であって、不動産価値に比例した金額になっているわけですが、これは別に1億円の価値の土地も、100万円の価値の土地も、そちらの法務省のコストとしては同じなわけで、なぜそういう金額比例になっているのか。その3点を教えていただければと思います。

○原座長 3点目は登録免許税の話ですね。

○法務省(坂本課長) おっしゃるとおりです。

○原座長 お願いします。

○法務省(坂本課長) まず1点目、どのぐらいなのかということでございます。先ほどサンプル調査した後、さらに全国10カ所で調査していると申し上げましたが、それは今、約10万筆を対象とさせていただいております。その調査の結果等も踏まえまして、関係市

町村、関係機関とも調整した上で、どうやっていくかということかと思えます。

2番目のマイナンバーというところがございますけれども、先ほど申し上げましたように、今、マイナンバー法自体が利用できるところが限定されているということがございますので、先ほどのようなお答えにさせていただいているということがございます。

3点目は、原座長から御指摘いただいたとおり、恐らく登録免許税、登記するときには確かに不動産の価額に従って一定割合の登録免許税がかかるということになっておりますけれども、そちらについては登録免許税法がそうになっておりまして、登録免許税の掛け方は財務省の方で所管されておりますので、申し訳ございませんけれども、私の方からはその程度の御説明で御容赦いただければと思えます。

○原座長 今の2点目ですけれども、マイナンバー法で現行法でできませんというところはわかっていて、規制改革会議なので、それを变えることについて法務省さんがどうお考えになっているかを伺えればということと、3点目、登録免許税、財務省の所管であるということは分かるのです。ただ、實際上、この手続コストが高いことによって相続登記を含めて実態と乖離する状態が生まれているとすれば、これが土地所有者不明問題の大きな要因になっている可能性がある。この点について、法務省さんとしてどうお考えになっているのかを教えてください。

○法務省（坂本課長） 確かに登録免許税の御負担ということをお考えになられること自体は、もちろんそういうこともあるのではなかろうかと思っております。ただ、先ほどの答えの繰り返しになりますけれども、登録免許税という発想が手続コストという発想ででき上がっているわけではない法律だと承知しておりますので、そことの兼ね合い等いろいろ考えることになってくるのではないかと思います。

マイナンバー、今できないことはわかったということがございますけれども、先ほども少し御説明いたしました、仮に取得したとして、先ほど申し上げましたように登記の申請、もちろん売買するという、業者の方々であれば頻繁にやるということかもしれませんけれども、普通の個人の方、こういう形で問題になっているような方はほとんど土地が動かないことを前提にしているということになると、マイナンバーを取得する場面というのが、例えば登記の申請の場面のほかないと思えますけれども、それが非常に限定的になってきて、そこら辺をどうしていくのかというところは問題になってくるのではないかと思います。

○原座長 今の点を含めて、村上さん、コメントありますか。

○村上専門委員 マイナンバーの活用はやはり考えるべきだと思います。不動産登記申請時に限らず、幅広いアイデアを考えたほうが良いとは思っています。

いずれにせよ、できない理由ではなく、今、自治体、企業、個人で相当数困っている方がいるという現実から、解決策をみんな一緒になって考えていくというスタンスの方が良いと思えます他省庁も含めていろいろと調整して臨む必要があると思えます。

○原座長 ありがとうございます。

高橋先生、お願いします。

○高橋委員 申請主義は理解するのです。ただ、申請主義の前提の下で、申請を促す制度として整備するというのはあり得ると思うので、八代委員も村上専門委員もおっしゃったのですが、これからどういう段取りで解消に向けた取組を進めていくのかを明らかにされるのが重要だと思うのです。そこはまだ結果を踏まえつつ今後進めていきますみたいな非常に抽象的な話なのですが、もう少し踏み込んで具体的な日程とかは明らかにならないのでしょうか。

○法務省（坂本課長） まず現状ということで申し上げますと、法定相続情報証明制度を今度始めるということになります。それで登記所においていただく機会が生じ、この制度を御利用される方には、これにより発行される法定相続情報一覧図の写しはいろいろなところで使えるということで考えておりますので、登記所においていただいた際には是非相続登記もやってくださいということを促すことが可能になると考えています。したがって、私どももそこら辺のところはPRをしっかりとやらせていただきたいと考えております。

今後の具体的なことにつきましては、それ以上のことはこれからまたいろいろ考えていかなければいけないということで、まだその程度ということでございます。

○原座長 よろしいですか。

そこは引き続きまた議論させていただければと思いますが、時間も大分押してきてしまいました。細かい点で2点ほどお伺いしたいのですが、1つは、私の資料の3ページ目で、規制改革のホットライン要望で寄せられている要望をつけております。これは相続登記の促進という観点での要望と捉えていいかと思いますが、被相続人の住所証明書類が現状では保存期間が5年になっていて、この結果として手続に負担がかかる、あるいは所有者を追跡していくときの障害になるといった問題が指摘されているわけですが、この保存期間の延長に関して見解があれば教えていただきたいということが1点目。

もう一つ、先ほどの法務省さんの御説明資料の中で9ページ、論点への考え方（3）というところで2つのことを言われていて、前段でおっしゃっているのは、登記というのは申請主義であります。したがって、登記と実態とが乖離するといえますか、登記を利用するかどうかは自由なのです。それは高橋先生も言われたとおり、これはおっしゃるとおりの仕組みだと思えます。

一方で、下の清算型遺贈での登記手続の簡略化というところに関して、これについては清算型遺贈のようなケースで實際上ほぼ所有しないに等しい人を飛ばして登記するというような可能性についてはいかがなのでしょうという問題提起ですが、これに対しては正確に物権変動をそのまま反映しなければならないのだと言われていて、2つの関係がどうも矛盾するように聞こえるのですが、これはどう理解したらいいのでしょうか。

○法務省（坂本課長） 1点目の住民票の保存期間の話ですが、これは御承知のとおり総務省の所管ということになりますので、私どもの方から何か御意見申し上げるのは差し控えさせていただければと思います。

2点目、2つのところが両立するののかという御指摘ではないかと思えますけれども、1点目は、正に申請に基づいて登記をするということになりまして、2つ目は、登記というものは、当然申請をトリガーにするのですけれども、その申請の内容が物権変動というものを忠実に反映している必要があるということですので、先ほど御説明申し上げましたように、一旦相続人に帰属した上でさらに売買という2つの物権変動がある以上、その申請の中身としてはその2つをやっていただく必要があるという整理で御理解いただければと思います。

○原座長 御説明としては承りました。

あと何かありますか。

○村上専門委員 先ほどサンプル調査をやられているということで、今後その結果が出てくると思うのですけれども、それに対して、今回、解消策として書かれている、今、御説明があったようなことをやることで、今、所有者が不明な土地の何パーセントぐらいが解消され、何パーセントぐらいは残るのかとかといった試算も、是非サンプル調査の結果を基に検討していただければと思います。

その施策がどれだけ効果があるのかを把握し、解消できる割合が全体の一部にとどまって、残りはまだ不明のままだとすると、先ほどのマイナンバーの活用も含め、第2、第3の手段を考える必要があると思いますので、是非サンプル調査の結果をもとに、このような分析をお願いできればと思います。

ちなみに、いつごろ結果が出る予定でしょうか。

○法務省（坂本課長） 先ほど関係省庁と連携してという話で、それが6月ぐらいには調査の結果が出るのではないかと考えております。

また、数値の話というところでございますけれども、それはその後、具体的にどういう計算をするのかというところと、申請主義との兼ね合いということもございまして、どこまで具体的にどういう数字をお出しできるのかというところは、正直、悩ましいところはあるかと思えますけれども、できるだけ効果が上がるようなことは考えていきたいと思っております。

○村上専門委員 何となく議論がかみ合わないのは、不明な土地を100パーセント近くまで解消したいと思っている我々に対し、一部でも解消すればいいと思っていらっしゃるように聞こえてしまうからだと思います。そこはもう少し全力を挙げて土地所有者不明問題に取り組む姿勢が欲しいと思います。

○法務省（坂本課長） 私どもとしても、正に相続登記未了問題というのは解消しなければならない課題というところで重々承知しております。それに我々としてできることはやらせていただくということ自体は、全くおっしゃるとおりだと思っております。

○原座長 よろしいですか。

それでは、今日お答えいただけていない質問が何点かございましたので、それは引き続き事務局を經由して御回答をお願いできればと思います。1つ目に、民事法務協会さんの

コスト、それから利用者の状況といったデータに関しては教えていただいて、その上でさらに引き続き議論ができればと思います。

また、マイナンバーの活用、その他の課題に関しては、制度改革という観点でどういう制度改革をしていったらいいのかを引き続き御検討いただいて、議論ができればと思います。

それから、委員の皆さんがおっしゃいましたように、不明問題を解消するために今後全体としてどう進めていくのかというパッケージを示していただくことが重要なのかと思いますので、これは引き続き継続して議論をさせていただければと思います。

あと何か委員の先生方からございますか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。今日はありがとうございました。

(法務省退室)

(文化庁、文部科学省入室)

○原座長 続きまして、議題2「IT時代の遠隔教育」に移らせていただきます。

遠隔教育につきましては、これまでこのワーキング・グループで何回か議論をさせていただいております。去年になりますが、新経連さんや民間の識者の方々から御意見をいただき、その中で今日の論点としてお配りさせていただいております資料2-1に挙げられているような問題提起を幾つかいただいております。今日の資料2-1では4つほど挙げておりますが、高等学校の遠隔教育における単位数制限の見直し、2番目に遠隔教育に関する著作権上の扱い、3番目に中学校への展開、4番目として教員免許の弾力化といった問題提起をいただいていたわけでございます。

2月のワーキング・グループで、今日の論点メモには入れておりませんが、情報セキュリティポリシーの問題と、先ほどのメモの2点目の著作権に関しては、1度ヒアリングでお話をさせていただいたところでございますが、今日は引き続き、残された課題について議論をさせていただければということでお越しいただいております。

では、まず、著作権の問題について文化庁さんから、続いて初等中等教育局から御説明をお願いできればと思います。では、よろしくお願ひします。

○文化庁(水田課長) 文化庁著作権課長の水田でございます。資料2-3を御覧いただけますでしょうか。本日、資料2-2として原座長からペーパーが配られておりますけれども、前回持ち帰らせていただきましたので、その点につきまして、2-3の形で整理させていただいておりますので、御説明させていただきます。これは教育が行われる形態ごとに整理しておりますので、その順番で説明させていただければと思います。

最初のところでございます。リアルの教室とありますのは、通常形の教室での授業ということイメージいただければと思うのですが、①とありますのは、授業の教材として資料を配布するということです。これは大きく分ければ、紙で配布する場合、これがほとんどかと思いますが、それとメール等で送信すると分けました場合に、紙で配布する場合には35条1項及び47条の10により複製及び譲渡を適法に行い得ると考えら

れます。(2)でありますように、これが不特定又は多数にメール等で送信するということとなりますと、原則、許諾が必要な形となります。

②でございます。授業の中で演奏を行う場合ですけれども、これは現在でも38条1項により営利を目的としない演奏ということで、適法に行い得ると考えられます。

③でございます。宿題などの自宅学習用に資料を配布するのですが、これを紙で配布する、これが通常かと思えますけれども、この場合は、同じく35条1項と47条の10により複製及び譲渡を適法に行い得ると考えられます。ただし、この下に※印がございますけれども、「授業の過程」を超える範囲での資料の配布である場合にはこれらの規定が適用されないということは留意していただく必要がございます。(2)ですけれども、不特定又は多数にメール等で送信する場合となりますと、これは原則許諾が必要と考えられます。

④でございますが、その資料の保管ですけれども、紙で配るものについて、それを保管しておくことにつきましては、学校等の授業の過程で利用する目的で著作物を複製して保存する行為は35条1項により適法に行い得るということでございます。これは、これから御説明します後の2つとも共通するところですが、欄外にありますように、これはいずれの場合でも当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は原則許諾が必要ということで、こういった規定もございませうことから、マルバツというよりは、今回このように書き下すような形で御説明させていただいております。

2番目でございます。遠隔授業、合同同時中継授業ということで、これは教員がいる会場に生徒がいる場合、どちらの会場にも生徒がいる場合でございます。こちらにつきましては、⑤授業の教材として資料を配布する場合。これは紙で配布するとすれば、方法としては、他方の会場の先生にメールで送信をして、その先生が紙で配布するというケースが考えられるわけですが、こういった形であれば、35条1項と47条の10で適法に複製や譲渡を行い得ます。それから、不特定又は多数にメール等で送信する場合であったとしても、これは35条2項の趣旨がこういったケースを可能にしようということでございますので、公衆送信を適法に行い得ると考えられます。

⑥授業の中で演奏するということにつきましても、35条2項と38条1項によりまして、これは営利を目的としない演奏ということで、適法に行い得ると考えられます。

⑦自宅学習用に資料を配布するというケースですけれども、遠隔授業をやっていた場合に、例えば他方の会場の先生に資料をメールで送付して、それをプリントアウトしてもらって紙で配布するといったケースであれば、複製及び譲渡を適法に行い得ると考えられます。(2)でございますが、不特定又は多数にメール等で送信する場合にも、※印でありますけれども、「授業の過程」を超える範囲でなければ、35条2項により公衆送信を適法に行い得ると考えられます。

⑧でございますが、その資料をサーバーに保管することにつきましては、遠隔地で当該授業を受ける者のための資料のサーバーへの保管に係る複製及び公衆送信ということにな

りますけれども、35条1項及び2項により適法に行い得ると考えられます。ただし、この場合は、法この趣旨による、パスワード等で当該授業を受ける者だけがそれを見ることができるよう、そういった限定をかける必要はあるという整理ができるかと思えます。

1枚おめくりいただきまして、遠隔授業でも教員がいるほうの会場には生徒がいないというケースもございます。こちらにつきましては、⑨、⑩、⑪で整理してございますが、まず、授業の教材として資料を配布するということですが、送信先の装置が特定少数のケースであれば、35条1項と47条の10により適法に複製と譲渡を行い得るということですが、送信先の装置が不特定又は多数ということになりますと、これは原則に戻りまして、やはり許諾が必要と考えられます。

それから、授業の中での演奏につきましては、送信先の装置が特定少数ということであれば、38条1項により営利を目的としない演奏ということで適法に行い得ますが、送信先の装置が不特定又は多数となりますと、原則、許諾が必要なケースと考えられます。

最後に、自宅学習用に資料を配布するケースでございますが、送信先の装置が特定少数であれば、複製及び譲渡を適法に行い得るということですが、送信先の装置が不特定又は多数の場合ですと、原則、許諾が必要と考えられます。

以上のような形で整理をさせていただきました。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

質疑と議論はまとめてにさせていただきますので、引き続き、初等中等教育局さんからお願いします。

○文部科学省（常盤木室長） 文部科学省の常盤木でございます。よろしく願いいたします。

資料2-4に沿いまして御説明を申し上げます。座長から2-1で配付いただいております問題意識に沿いまして、順番に説明させていただければと思っております。

1ページにございますように、座長のペーパーでもおまとめいただいておりますが、平成27年4月に、高等学校におきまして遠隔教育を正規の授業といたしまして、ここに掲げる2.と3.の要件等に基づきまして制度化させていただいたわけでございます。

2.にございますように、このうち本日の課題意識、問題意識ということで出ておりますが、74単位のうち、36単位を上限とすることといったような要件の中での展開となっているところでございます。なお、※印で、一部対面による授業を実施することとさせていただいているところでございますが、対面による授業の単位時間数につきましては、我々は2単位の科目の場合、授業は1時間ではなくて50分でございますので1単位時間という言い方をするのですが、70単位時間の授業時数のうち1単位時間から10単位時間ほどの範囲となっているところでございます。

2ページをごらんください。平成27年4月に制度化されたことを受けまして、早速、文部科学省といたしまして、遠隔教育の普及促進のための実証研究を行っているところでご



ざいます。この推進事業、一番上の段で書いてあるところでございますが、平成29年にもしかるべく予算をいただきまして、より一層多様かつ高度な教育機会の確保が必要となっていることを踏まえ、効果的な遠隔教育の実施に向けた実証研究を行うこととしているところでございます。現在、28年度まで行っているところでございますが、7道県におきまして実施中でございます。

その下が、実証研究等におきます遠隔教育の導入状況でございます。平成28年度の数字といたしまして、公立23校、私立1校の24校がこの仕組みの遠隔教育を行っているところでございます。遠隔教育を各学校で行っている授業におきまして、実施している単位数を下に掲げてございます。そのうち1単位から5単位が6校、6単位から10単位が17校、11単位から15単位が1校という状況になってございます。現在、学校は1年、単位で動くものでございますので、導入してまだ間もない状況であり、そういった中で遠隔教育により実施されている教科・科目は数科目程度の導入にとどまっているという状況でございます。

2番目の四角の一番下の○でございますが、対面による授業の実施状況につきましても、先ほど大体の目安を申し述べさせていただいたわけでございますが、実証研究をしている学校におきましては、対面の授業というのもやはり一定数残っているようでございまして、例えば2単位の科目の修得に必要な70単位時間の授業時数のうち、遠隔教育による授業は20単位時間未満であって、残りの時間は実は対面でやっているのだというような実証実験の報告もあるところがございます。

そうした中ではございますが、このたび座長からの問題意識のペーパーなどもいただきましたので、対面授業のあり方については、本当に今の授業時数が必要なのか、平成29年度より、対面による授業時数をもっと緩和できないだろうかというところでの指導方法についての研究を新たに実施することとしております。

3ページをごらんください。参考として、対面による授業の考え方についてつけさせていただきます。単位数とは直接関係ありませんが、下の部分でございますが、対面の数、実態として委員の皆様にも御理解いただきたいと思っておるのですが、まとめたものが赤字で書いてあるのですけれども、対面はどのくらい必要かというイメージが、国語、数学については学期中に1回ないしは2回、実験や実技を伴う理科とか体育については月1回程度の対面が求められる。具体的には下の表でございます。例えば国語総合ですと、全体で140単位時間あるうちに、対面授業が求められる時間は2から4の単位時間数となつてございます。一番下の段の体育につきましても、1単位70のうち4から10の単位時間の対面による実技指導をお願いしているものでございます。

4ページは参考として関係法令でございます。

5ページ、この間、第5回WGで長崎県教育庁さんから皆様方、ヒアリングいただいたというお話を伺っておりますが、我々も長崎県さんにその後もよくよくお話を伺いまして、状況を伺っているわけでございますが、そのときのWGの遠隔教育にかかわります発言について掲載しているところがございます。

座長のペーパーの2番目は遠隔教育、著作権でございますので、今、文化庁から説明があったということでございますが、3番目の中学校への展開についてでございます。中学校への展開につきましては、松野文部科学大臣が先日、国会でも答弁しておりますので、それを引用する形で報告させていただければと思っておりますが、遠隔地の学校同士の合同授業や、さまざまな専門人材の授業をICTを活用して授業に取り入れる、そういった教育につきましては、文部科学省として積極的に推進しているところでございます。

一方で、教育基本法や学校教育法に規定された義務教育の目的、目標を踏まえ、中学校を初めとする義務教育におきましては、単なる知識の伝達ではなく、教員と子供の触れ合いの中で生きる力を育むことが不可欠と考えており、授業を行う教室に資格のある教員がいることが必須であると考えているところでございます。

なお、本件につきましては、自民党・与党の部会におきましても、この義務教育の遠隔教育については受け入れられないとされているところでございます。

以上です。

○文部科学省（佐藤課長） では、失礼いたします。引き続きまして、初等中等教育教職員課の課長をしております佐藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

4点目の論点といたしまして、教員免許の弾力化の話を頂戴してございます。この点で資料を配付させていただいてございます。

まず、特別免許状の関係でございますけれども、実際に特別免許状の話に入る前に、今回御指摘いただいた観点から申し上げますと、小学校の外国語が今回導入されるなど、新たな指導要領の実施への対応の必要性ということは我々としても感じている一方で、やはり一人一人の子供にどう向き合ってしっかり指導できるか。優秀な教員を幅広く確保していくという点から、都道府県、政令市、これは任命権者となっておりますけれども、こちらは日々努力をさせていただいておまして、多様なバックグラウンドの方に教壇に立っていただきたいということで、例えば採用試験で努力している例として、年齢制限の撤廃であるとか、特定の資格や経歴を持つことによって試験を免除するといったやり方、それから特別選考、これは英語でありますとかスポーツ、芸術、国際貢献、民間企業での御経験、こういったものを幅広くバックグラウンドとして評価して、採用に当たって取り入れているところでございます。その上で、さらにお配りした特別免許状と特別非常勤講師の制度について、運用がかなり変わってきているところがございますので、御説明をさせていただきます。

1点目の特別免許状でございますが、これは昭和63年度から導入してございますが、この数字を見ていただくとおわかりのとおり、必ずしも当初は活用の状況が芳しくございませんでした。実際にそういった背景事情もあって、小学校、中学校、高等学校、全教科に平成10年に対象教科を拡大いたしまして、また、昨年臨時国会で免許法の改正をいたしまして、平成28年からは小学校の外国語も新たに追加しているところでございます。

こういった事情も踏まえ、平成26年に、できるだけ有効活用していただきたいというこ

とから、文科省といたしまして、各都道府県教育委員会に対し、新たに指針を示したところでございます。主な内容を運用の改善として入れてございます。特に御留意いただきたいと思っておりますのは、1点目の教員としての資質の確認の点でございますが、(1)の②でございます。教科に関する専門分野に関する勤務経験で、これはおおむね3年以上ということで、企業での御経験であるとか外国における勤務経験を多様に評価をしていただきやすくする。さらに、そういったものを踏まえて、効果的に実施されるかどうかの確認作業を、学識経験者等の御意見、面接も行いながら、各都道府県教育委員会において行っていただく。

ただ、必ずしもこれで全てではございませんで、できるだけ幅広くおいでいただきたいということから、外国の教員資格の保有であるとか博士号、修士号、こういった学位の保有状況、それから各種競技大会での成績など、もろもろこういった点も高く評価をして、別途特別の御評価ができる場合は、できるだけその点を評価し、特別免許状の授与の対象にしていくという方針を、各都道府県に示しています。

その結果、平成26年度に92件であった特別免許状の授与件数が、27年度に215件まで一気に全国的に2.3倍にふえているという実情がございます。これはできるだけ特別免許状の有効活用という点から、我々、これからも引き続きこういった視点で、いろいろな形での活用方法を紹介していきたい、若しくは有効活用していただきたいと現場にメッセージを送っていききたいと思っております。

もう一つ、特別非常勤講師の活用の方でございますが、これも同じく昭和63年に制度としてできておりますけれども、これも小学校、中学校、高校、特別支援学校の主に外国語活動や道徳、総合的な学習の時間等で、これは教科の領域を一部を担当するというかたちでやらせていただいておりますが、これも活用状況が当初はあまり芳しくないところもありましたから、平成10年に許可制から届け出制に改めたところ、大きく数字がふえてございます。特に直近の数字をここに載せさせていただいておりますが、届け出件数といたしまして、平成27年度は約2万件でございます。単年度でこの件数でございますが、例えば今回御指摘いただいている部分と重なり合うと思っておりますけれども、英語であるとか情報の関係、こういった部分でさまざまな外部の方にお入りいただいている。例えばネイティブスピーカーとして、ALTとして、英語の有識者として、若しくは情報に関してですけれども、システムエンジニア、IT関係の会社の方々、そういった方に教壇に立っていただいて、御指導いただけるような体制も各都道府県、かなり努力をしてふやして、また、そういった方々による御指導により、教育の質の担保というのもやらせていただいているところがございます。こういった実情を踏まえて、今後の対応もしっかり考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、順番にお話をさせていただきたいと思えます。まず、文化庁さんの著作権の話で

ございますが、御説明ありがとうございます。これは前回から、私から申し上げているつもりなのですが、要するに合同授業と、配信側に生徒さんがいない、2015年から新たに解禁された遠隔授業との違いというところを伺っているわけです。今日のお話で、合同授業に関しては、教材としての利用、授業での演奏その他、基本的にできるということでございました。これは35条の2項という規定があって、公衆送信もできるという規定が置かれているわけですね。

一方で、配信側に生徒さんがいない状態、今日お示しいただいた3つの類型が書かれていますが、2つ目が合同授業で、3つ目が合同授業ではない遠隔授業、配信側には生徒さんがいないという遠隔授業についてであります。こちらについては、35条の2項の規定が適用されなくて、原則、不特定又は多数に送る場合には許諾が必要になるというお話を承ったのだと理解しております。前回お話を伺ったときには、ここは解釈の余地があり得るのではないかというお話もありましたが、ここはやはり難しいというお話を伺ったものだと理解しております。

私の質問は、合同授業については、35条の2項でわざわざ規定が置かれています。一方で、2015年から遠隔教育、遠隔授業ですね。配信側に生徒さんがいない状態での遠隔授業が高校については解禁されたわけでありまして、なぜ同じ35条の2項に相当する規定を遠隔授業、3つ目の類型に関して措置されていないのでしょうか。

○文化庁（秋山課長補佐） 正におっしゃるとおりのところでもございまして、私どもとしましても、遠隔授業など情報通信技術を活用した教育活動をより円滑に行えるように、著作物の利用について制度の整備をしていくということの御要請は認識しておりまして、そのあたりの見直しにつきましては、積極的にやっつけようというところでもございます。

○原座長 2015年4月から高校での遠隔授業が解禁されたわけですから、本来であれば文部科学省さんと文化庁さんというか、文部科学省さんの中というか、きちんと連携をされて、教材の扱いについても2015年4月からできるようにしているべきだったのだと思いますが、これは何でまだされていないのでしょうか。

○文化庁（秋山課長補佐） そのあたりにつきまして、著作権法上の権利制限といいますが、何もそれがなければ一切著作物が利用できないということではありませんで、35条のほかにも、教育の場面で使える規定もございまして、また、許諾を得て利用できるということもあるわけでもございます。こうしたことから、著作権法の見直しという場合には、利用者側の方々からお声が寄せられたものも踏まえまして、当然、権利とのバランスということもございまして、そうしたことを踏まえながら、我々としても制度整備の対応を検討してきたところでございます。

○原座長 今、ほかの規定を適用する可能性もあるとおっしゃいましたが、もしその可能性があるのだしたら、それを教えてください。

それから、いただいた資料は、原則、許諾が必要だと書かれているわけですが、これは個々に著作権者の許諾を得なければいけないということなのだとなれば、實際上、教材を

活用するときにそんなことは困難なので、したがって、合同授業に関しては許諾は必要ないという規定をわざわざ置かれているわけですね。合同授業と配信側に生徒がいない遠隔授業とで扱いを変える理由がわからないのです。

著作権者の利益侵害という観点で考えたときに、配信側に生徒さんがいるのか、いないのかによって違いがありますか。

○文化庁（秋山課長補佐） 幾つか伺いましたので、まずは、先ほど現行のほかの規定でも適用の可能性があるということの具体的なものとしましては、32条の引用がございました。

次に、特定の権利制限規定がなかった場合に、実際に著作物利用はどの程度進むのかというところにつきましては、契約による対応の可能性がありますし、現場のお声もよく伺いながらということになるかと思えます。そのあたりにつきましては、現在、審議会でも議論している中で、関係者の御意見もよく伺いながら、議論しているということでございます。

○原座長 今おっしゃったほかの規定の可能性があるのであれば、後で結構ですので、この資料に加えていただけますか。

それから、現場のニーズを聞きながらということでもございましたが、これは今ほどもお話がありましたように、遠隔教育、実際上なかなか件数がふえていないという中で、そんなに要望が文化庁さんには来ていないということなのかもしれません。しかし、これは遠隔授業が解禁されたわけですから、繰り返しますけれども、遠隔授業がせっかく解禁されたのに、なぜその著作権の扱いについては措置をされなかったのかというのが私には全く理解できないし、そこは早急に措置をされるべきではないかと思えますが、いかがですか。

○文化庁（水田課長） 前回御説明申し上げましたけれども、文化審議会の著作権分科会でも数年間にわたってこのテーマで議論してきております。いろいろ現場の調査なども行った結果を踏まえて進めておりまして、現在、その審議につきましては中間まとめを出して、パブリックコメントで意見の募集をしてという段階になっておりますので、パブリックコメントの結果を踏まえまして、審議会の方で方向性について取りまとめをしていただきたいと考えております。

現在、同時授業のときにだけ権利者の許諾なく公衆送信が可能でありますけれども、今後はオンデマンド形式といいますか、そういったものについても許諾なく使うことができるようにする。それとあわせて、一定の場合には報酬請求、補償金の支払いをする。そういったことが提言されているところでございますので、そういったまとめを受けまして、速やかに制度改正をしていきたいと考えております。

○原座長 前日も議論が混乱してしまいましたが、ここで今、私たちが問題提起をしていますのは、オンデマンドの話はしていないのです。ここで挙げていただいている3つ目の類型はオンデマンドではなくて同時中継で、ただ、合同授業ではありません。配信側に生徒がいないというだけの違いです。

私、先ほどの質問で最後に伺った、配信側に生徒がいるかないかで著作権の侵害の度

合いは違うのでしょうか。これはいかがですか。

○文化庁（秋山課長補佐） そのあたりにつきましては、過去に35条の2項を追加した際には、スタジオ型というものを対象にすることにつきましては判断されなかったということですが、いずれにしましても、そういったニーズもあろうということで、今、制度改正についての議論をしておるところでございます。

○原座長 35条の2項の規定でこれを加えられたときに合同授業しか対象にしなかったのは当たり前で、そのときはこれしかできなかったからなのです。その後、配信側に生徒がいない遠隔授業が解禁されたわけです。だから、35条の文言としては合同授業という書き方がされているだけのことであって、本来、これはテクニカルに修正すればいい問題でないかと思うのです。改めて審議するようなことなのか、私にはよくわかりませんが、それで繰り返し伺っているのは、権利者の侵害の度合いは何か違いますかということをお伺いしているわけですが、多分規定を直されるレベルの話ではないのでしょうか。

○文化庁（秋山課長補佐） そこはいろいろな捉え方があるかと思います。そのあたりも含めまして、いずれにしましても、今回、合同授業の配信側に生徒がいない授業の形態ということにつきまして、座長は今、問題としていただいておりますが、これからの見直しということをお議論するに当たりましては、そのみならず、幅広くICT活用教育を進めていくという文脈であわせて議論させていただいております。

○原座長 ほかのことを幅広く御議論いただくのはもちろん大事なことで、それは是非やっていたらと思うのですが、少なくともこんなテクニカルに直せばいいことを何でまだされていないのか。それから、さらに申し上げれば、せっかく審議会を開いて検討されていたわけですね。されていたのに、そこでこの課題が検討されていないというのが全く理解できないのです。早急に検討してくださいということを改めて申し上げたいと思います。

○刀禰次長 事務局から確認ですけれども、今、正に問題となっている本件のケースについては、現在のパブリックコメントのつくられている案には入っているのか、いないのかをはっきりと説明していただけますか。

○文化庁（秋山課長補佐） 35条で教育機関が授業の過程で著作物を使うということにつきまして、現在は複製と同時授業のための公衆送信のみが認められているわけですが、そのうち公衆送信につきましては、同時授業に限らず幅広く認めるということについて議論をしておるところでございますので、結論的には入っているということでございます。

○原座長 入っているのですか。オンデマンドの話ではないのですか。

○文化庁（秋山課長補佐） 入っています。

○原座長 オンデマンド以外に、同時中継での、ここで書かれている第3類型についても検討すると書かれているのですか。

○文化庁（秋山課長補佐） 入っています。そういうふうな文字がそのまま書いてあるわ

けではありませんが、制度改正の対象範囲として、おっしゃったような範囲のことは含まれております。

○刀禰次長 先ほどから説明が曖昧なので議論がかみ合っていないようにずっと聞こえていたのですけれども、要は、座長はもちろん、これまでなぜ入っていなかったかという点についてはちゃんとお答えになっていませんけれども、少なくとも今やろうとしているパブコメにかけた案が実現すれば、この問題は解消されるのでしょうか。そこははっきりと説明してください。

○文化庁（水田課長） 要するに、先ほど申しあげましたように、現在、複製の部分と公衆送信については同時中継授業のうちの、それも両方に生徒がいる場合のみ認められていますけれども、その幅をどんどん広げていって、片方にしか生徒がいない場合、さらにはオンデマンド形式の場合、そこまで広げようという議論をしておりますので、一番広げた部分でどうかと、そこまで権利制限を広げましょうという議論をしているわけですので、中には明確に入っております。

○刀禰次長 解消すると言っておられるはずなのに、さっきからそこがかみ合っていないのです。

○原座長 そのときに有料になるという話もありますけれども、そこはどう整理されているのですか。

○文化庁（秋山課長補佐） 現在の議論では、新たに権利制限の対象とする行為について、補償金請求は対象とするという方向で議論は今、進んでおります。

○原座長 今、35条の2項で認められているようなケースについても有料化しようと検討されているわけですか。

○文化庁（秋山課長補佐） 現在、無償で利用が可能な範囲につきましては、それを維持し、そして、新たに利用が無断で可能になるものについては、補償金請求権の対象にしようという方向で議論が今、進んでおります。

○原座長 確認ですが、今、お示しいただいている3つ目の類型、合同授業ではない遠隔授業に関しては、解禁するけれども、有料になるという方向で検討されているのですか。

○文化庁（秋山課長補佐） 35条との関係におきましては、さようでございます。

○原座長 それは理由がわからないのです。何でそこに差異を設ける必要があるのですか。

○文化庁（秋山課長補佐） そこは審議会の議論の中で、現行法で対象となっているものと、そうでないものとの間で差を設けるという議論もありましたし、そもそも諸外国と比較しますと、現在、35条1項ですとか2項で行える複製や公衆送信が補償金の対象になっていないこと自体が国際的な水準から比べてもおかしいということが議論の前提でございまして、せめて現行法で無償の部分ぐらいは社会的な混乱を招かぬように、ここは無償にとどめようという議論でございます。

○原座長 元々この話は、通常の教室で先生が音楽の演奏をしますとか、あるいは教材を使いますというときには無料で使っているんですよねというのが前提で始まっているわけで

すね。それを合同授業にしたからといって、そこの扱いを変える必要はないでしょうとい  
うので、35条の2項という規定が設けられました。新たに、配信側には先徒がいない形での  
遠隔授業も認められましたが、これは通常のこれまで教室でなされていたことをオンラ  
インという新たな技術を使ってやっているだけのことであって、全く同じ学校の教室での  
授業ということでもありますから、それをなぜ有料にする必要があるのでしょうか。

○文化庁(秋山課長補佐) すみません。ちょっと説明が不十分だったかもしれませんが、  
先ほど申し上げたように、そもそも著作権法35条に基づく著作物の利用というのは無断で  
できるわけでありまして、かつ無償なわけではありますが、これは諸外国との比較で見まし  
ても、無償であるということ自体がそもそも現状を鑑みますと適切ではないのではないかと  
いう議論でございます。

○原座長 御説明をいただいた1つ目の類型で、リアルの教室でやる場合についてもお金  
を取る方向で検討されているということですか。

○文化庁(秋山課長補佐) 結論としましては、現状、無償のものについては無償を維持  
するということではありますが、大前提の議論として、本来的には現行、無償のものについ  
ても有償であるのが望ましい姿、あるべき姿ではある。しかしながら、ある程度これまで  
無償で長年使われてきていたという日本における社会慣行もございませうことから、そうし  
た社会への混乱を招かぬように、現行法上無償の部分については引き続き無償を維持する  
ということ、その対応を図ろうという方向でございます。

○原座長 それでしたら、申し上げているのは、1つ目、2つ目の類型と3つ目の類型で  
差異を設ける必要はないのではないのでしょうかということをお願いしているのです。それ  
はなされている行為としては、たまたまオンラインという技術を使っているか、使ってい  
ないかだけの違いであって、学校の教室での授業に使うということは同質な行為なわけ  
ですから、そこで有料か無料かの差異を設ける必要はないのではないかと思います、どう  
ですか。

○文化庁(秋山課長補佐) そのあたり、御意見としては頂戴したいと思いますけれども、  
こちらの方では、現行法上無償のものは特別に無償を維持しようという発想でございます。

○原座長 たまたま現時点で、現行法で対象になっていたところは無料になって、追加す  
るところは有料になるということであるとすれば、2015年4月に追加しておかなかったの  
がいけないのです。なので、無料で扱うべきではないかということをお願い申し上げます。

○文化庁(水田課長) 例えば高校ではそういったものは2014年4月から始まったかもし  
れませんが、大学ですとかほかの機関などでは、かつてからそういったことが行われ  
ていたかと承知しております。当初、平成15年に35条の2項が追加された際に、公衆送  
信の場合、単に生で中継するということもありますけれども、場合によっては電子媒体で  
送るということもいろいろな形が考えられるかと思うのですが、そういった場合に、著作  
者の権利を制限する形ですので、最小限という形で、実際に目の前で授業が行われている



ものの延長線上でそれを同時に他へ送信するのであれば、その範囲で著作物を送信することはいいのではないか。認める範囲としては、そこまですべきではないかというような整理がなされておりまして、いわゆるスタジオ型というものにした場合に、どちらかというところと実施が容易というか、かなり数が増えるということから、その整理の中では一旦、2カ所に合同で行われる授業のみに限定していたという経緯がございます。

○原座長 高校の話をしていまして、それから、電子媒体で送るとかということではなくて、同時中継についての議論をしているわけです。繰り返しですけれども、そこで著作権者の利益の侵害の度合いは違いますか。学校教育を有効に行っていくという観点で考えたときに、この3つ目の類型だけ有料で取ったりとか、扱いを変える理由が全く理解できないので、もしそこは理由があるのだったら、もう一回教えていただけますか。

それから、私だけ伺っても恐縮なので、ほかの委員の先生方、この点についても御質問がございましたら、いかがでしょうか。

○八代委員 私の理解だと、授業の定義が影響していませんか。受信側に教師がいると、これは授業だからその著作権は対応とならない。それは遠隔であろうが何であろうが同じだと。教師がいなくなると、これはコンサートみたいになってしまうから著作権を取るという、教師がいるかないかが正に授業の定義と絡むから、有料か無料かになるという解釈なのではないでしょうか。

○文化庁（秋山課長補佐） お答えいたします。条文上申し上げますと、授業の解釈の中で結論が分かれるわけではございません。座長からもございましたように、35条2項を設けた当時、同時授業ということ想定しておりましたことから、そうしたものに特化した規定になっているということでございます。

○八代委員 それはいわば形態規制というか、昔は教師がいなければ授業が成り立たなかったのは当たり前で、それは教師がいなくても今は授業が成り立つような時代になったのだから、新しい技術に対応した性能規制に変えていかなければいけないというのが常識だと思うのです。それが昔の技術を前提としたもので固定してしまっていて、新しいものは一切、コンサート並みに有料だというような解釈になっているのは、やや問題ではないかと思うのです。

○原座長 すみません。こちらの時間が少し押してしまっていて申しわけないのですが、佐藤課長は何分まで大丈夫でいらっしゃいますか。

○文部科学省（佐藤課長） 若干もう過ぎているので。

○原座長 そうしたら、3つ目の論点、教員免許のところだけ、どうしても伺っておきたいところがあれば、先におっしゃっていただけるでしょうか。

私から先にコメントいたしますと、特別免許状に関して改善をしてこられている、相当の工夫をされてきていらっしゃるということは理解をいたしますが、一方で新たな教育、ITのプログラミングであったり、英会話であったりといったニーズが数多く出てきている中で、やはりこの特別免許状の平成27年度で200件という件数は余りに少ないのではあり

ませんか。ニーズに全く対応していないと思うのですが、いかがでしょうか。

○文部科学省（佐藤課長） 少ない点はそうだと思います。ただ、制度的に免許の問題を考えると時には、質の問題というのもありますし、あと、各都道府県の努力、政令市の努力というのかなりやっております。先ほど冒頭、採用の問題のところでも少し触れさせていただきましたが、特別免許状は通常の運用ですと推薦する対象者と個別に1対1でやっていったのが従来のやり方でしたが、最近では教員採用試験と同じタイミングで特別選考という形で、一般採用と同じやり方で免許を持っていない方に、最初から手を挙げていただいて、その方々から選んでいくというやり方を、それぞれの自治体が努力をしてここまで参ってきているところもありますので、その辺の取組はしっかり支えていきたいなと思っております。免許制度自体の質の問題は、一昨年の中教審の中でも、これは教職課程の質の保証と免許状に関する質の問題は大変御議論があって、昨年の臨時国会での法改正も、実はそういうことを一番バックグラウンドにしてやらせていただいたところがありますので、その辺について、座長の御意見はしっかり受けとめさせていただきたいと思っておりますけれども、対応としては、そういったところも含めて考えていきたいと思っております。

○原座長 委員の先生方、御質問、コメントはございますか。特に今の最後の教員免許の点。よろしゅうございますか。

では、これは引き続き、こういった柔軟化の方策があり得るのかを議論させていただきたいと思っておりますが、今日はおくれてしまってすみませんでした。申しわけございません。

それから、時間が延長してしまいましたので、著作権の話はまた引き続きやらせていただきますけれども、一旦2つ目の議題の初等中等教育局さんのお話に移らせていただきたいと思います。先ほどの室長の御説明で、義務教育に関してのお話の中だったと思いますが、教室に資格のある教員がいることが必須なのということをおっしゃいました。私の今日お配りしている資料2-1につけていますのでございますが、實際上、資格のある教員が全ての学校、全ての教室でいらっしゃるのかというと、これはそうではなくて、今、免許外の教科担任制度というのが相当程度活用されている。これは30年前に比べれば件数は相当減ってきたということかと承知をしておりますけれども、とはいえ、現状でも平成27年度の数字で中学校で7,171件、高等学校で3,680件の免許外教科担任という制度が使われていて、その教科についての資格がない先生に許可を与えて教えてもらっている。過疎地などもそうだと思いますが、特に小規模な学校ではこういった制度がよく使われていると承知しております。

この制度は、資料でもお配りしておりますけれども、私の理解だと、元々昭和28年の改正時につくられた制度だと思いますが、附則の2号というところで定められていて、当分の間の措置ということで定められていた。当時の文部省の方の書かれたコンメンタールも読んでみましたが、この制度は、有資格の教員を採用することができない場合があ

るという実情に鑑みて、その事情が解消するまでの間の経過措置として設けられたものであって、必ずしも望ましいものではないとコンメンタールにも書かれていたわけでありませぬ。

遠隔教育によって、専門の先生による授業ができるようになったという新たな技術の進歩が生じている中で、この当分の間の措置というのを現状でも使われているわけです。まず伺いたいのは、免許外の教科担任制度の実態について、現状どう把握をされているのでしょうか。把握をされているのでしょうかという意味は、科目別でどういった科目について、どの程度、どういった件数の許可がなされているのか。また、教員数の少ない小規模な学校で授業のうちの何割程度が免許外教科担任によってなされるといった実態になっているのか。それから、教育の質ないし効果という観点で、どういった影響が出ているのか。文部科学省さんでどのように把握されているのかをまず教えていただければでしょうか。

○文部科学省（若林専門官） 教職員課の若林と申します。失礼します。

まず、今、いただいた点について、免許外教科担任の教科別の数字も文部科学省として把握しております。まず中学校でございますが、平成27年度の全体の件数が7,171件、そのうち一番多いのが家庭科で2,189件、次いで多いのが技術で2,114件、3番目に多いのは、少し数が減りまして、美術が944件になります。高等学校につきましては、平成27年度の数字が3,680件でございます。一番多いものが情報で1,208件、次に多いものは、かなり数が開きますが、公民で374件、3番目が工業で340件になります。

都道府県別でござんいただくと、北海道が一番多いように、教育委員会等から聞くお話であれば、過疎地であったり小規模の学校を中心に、そういったものを活用するような状況があると伺っております。

教育効果につきましては、個別のケースになりますので、こちらでは詳しくは把握しておりませぬ。

○原座長 最初の説明でもおっしゃったように、資格のある教員がいらっしゃることが非常に重要なのでとおっしゃっている以上、免許外の教科担任という制度によって教育の質にどういった影響が出ているのか。もしそこは影響が出ているとすれば、直ちに対処しないといけないのではないかと思うのです。それを把握されていないというのはまずいのではないかと、それは把握をされるべきではないかと思ひます。

それから、實際上、免許外で教科担任で教えられている方々、私もいろいろと非公式にもお話を伺っておりますけれども、教科外であるにもかかわらず大変に御努力をなされて、その科目の勉強をされて教えられているといった実態も伺っておりますから、そういった方々は全て質が悪いなどということをつもりは毛頭ないのです。ただ、そうは言っても、先ほど来おっしゃっているように資格のある方、教えられる方なのかどうかということをお免許の制度で確認されていて、免許外の教科担任という制度は、教えられる能力があるかどうかという判断をされるわけではなくて、實際上、配置ができないのでということ

でこの許可がなされている。元々そういう制度だと理解をしております。本来暫定的な当分の間というはずだった制度をいつまで続けられるのでしょうか。60年以上たっているわけですが、この当分の間というのは何年ぐらいなのでしょう。

○文部科学省（長谷室長） 具体的に申し上げるところではございませんけれども、1つは、御指摘のように免許外教員というのは当分の間の措置ということでありまして、我々も原則として免許を持った教員が教科を担当するということが大前提と考えておりますので、我々としまして、各都道府県、政令市には周知をいたしてございまして、免許外教員というものをなるべく減少するようという方向で指導してございます。

結果としまして、近年の状況としましては、次第に数は減ってきているという状況でございますので、さらにこの取組は進めてまいりたいと考えております。

○原座長 おっしゃるように数は減っているということなのだと思いますが、減っているとはいいながら、先ほどの7,000件、3,000件といった規模であるわけです。特別免許状とは桁の違う数の免許外教員担任の許可がなされているわけでありまして。申し上げたいことは、こういった形で今までどおりに教科の専門ではない先生が授業をされる形を続けるのと、遠隔教育を活用していくこと、これは併用もあり得るのだらうと思いますが、より一層これまで以上に拡大していくのと、どちらが教育の質を高めることになるのでしょうか。これはどうお考えでしょうか。

○文部科学省（常磐木室長） 今の座長の御質問に関しましては、遠隔教育、正に今、ICTがこれだけ活用できるような状態になっておりますので、免許外の教員の数は減らしていくというお話をさせていただいたところでございますが、そういったところについては、免許外の教員に加えまして、ICTを使ったようないわゆる遠隔での授業を加えることが子供にとっては一番よろしいのではないかと考えているところでございます。

○原座長 まず、高校についてお話をすれば、先ほど件数が少ないのですというお話でありましたが、これは件数が少ないのですという、自治体さんの判断ですと言われていることにはやや疑問があって、一方で免許外の教科担任の許可をされている件数は、これだけ桁の違う数があるわけです。現状で免許外教員担任によってなされている授業については、原則として遠隔教育を使って専門の先生が教えられるような仕組みにする、制度にするということをしてきたらよろしいのではないのでしょうか。

一方で、すぐということではないかもしれませんが、免許外教員担任はできるだけ縮小して、これは元々当分の間の措置だったわけですから、最終的には廃止をしていくという方向で検討されたらいいのではないかと考えておりますが、いかがですか。

○文部科学省（常磐木室長） 最初に遠隔教育のお話は私どもが答えさせていただきますけれども、我々として当然ながら地方の皆様がやっていないからと言うつもりはございません。文部科学省の教育施策の一つといたしまして、文部科学省が新しい制度を導入するときに予算をとって、調査研究、実践研究の形で全国普及をするという形が多うございます。そうした中で、もっとほかには少ない予算のものがたくさんあるわけでございます。

れども、一定の予算を確保いたしまして、こうした先導的な取組をやっておるところでございまして、この成果をより広げていきたいと考えているところでございます。

○文部科学省（長谷室長） 免許外教科担任の減少ということにつきまして、そこは引き続き減少する方向で施策を打ってまいりたいと考えております。

○原座長 減少させるということについては、十数年に1回ぐらい議論がなされていて、私の資料にもつけましたが、過去にも行政監察で平成3年に議論されたり、平成13年度に会計検査院で指摘をされたりといったようなことがあったと認識しておりますけれども、廃止はされるのですか。こういった形で専門ではない先生が教えられるようにするという制度を、今後も当分の間といいながらずっと維持されていくのでしょうか。

○文部科学省（長谷室長） 現状を見ますと、直ちに廃止というわけにはなかなかいかないかもしれませんが、方向性としては減少させていくという方向で対応してまいりたいと考えております。

○原座長 繰り返しなのですが、今、遠隔教育という形で専門の先生がその場に配置をされていなくても教えられる技術ができていますから、その環境が整っている中で、是非遠隔教育をより本格的に活用していくようにしていただきたい。その観点で申し上げているのが、1つは、高校の単位数の上限といった制約も緩和をして、より本格的に高校でも遠隔授業が導入できるようにされたらよろしいのではないかと。それから、中学に関して、少なくとも免許外教科担任で今やられているようなところに関しては、遠隔教育できるようにされたらよろしいのではないのでしょうか。いかがですか。

○文部科学省（常磐木室長） 座長のお考えはよくよく承っているところでございますけれども、まず、高校の単位数の件に関しまして、今、36単位という上限をつくっているところの背景を是非委員の皆様にも御理解頂きたいと思っておりますが、高等学校より上の教育段階と申しましょうか、大学の遠隔教育の仕組みについては、卒業に必要な単位数124単位のうち、半分以下の60単位という制限があるところでございます。そしてまた、高等学校で自分の高等学校以外のところで学ぶような仕組みだとか、学校外学習と我々は言っておりますが、そうしたところの仕組みにつきましても、自分の学校というものに属しながら子供たちが学校生活を送っていくことを前提にしておりますので、半分のところの36単位までという運用を制度化して、行っているところでございます。こうした仕組みを参考にしつつ、有識者会議の検討を経まして、遠隔教育につきましても、高等学校で36単位という上限を設けたところでございます。

ただ、この点、座長の御指摘や我々も以前から規制改革会議の方から御指摘いただいております。現在の実証研究、先ほど申し上げた資料の2ページにも書かせていただいておりますが、現在はまだ一番多くて15単位という学校にとどまっている状況にある中で、こうした様子も見ながら今後お話をしていきたいと思っておりますのでございます。

現時点におきましては、まだその上限を撤廃するというようなところではないと認識しているところでございます。

○原座長 経過として、大学も参考にされたということでありましたが、やはり高校で免許外教科担任の許可件数がこれだけあるということは踏まえて検討されるべきではないかと思えます。

それから、件数がまだ少ないのでなかなか進められないのですということでありましたが、そこは自治体、地方で使われていないので、文部科学省としては手をこまねいていますということでもこのまま続けられるというよりは、むしろ教育の質の観点で、先ほど、現状で教育の質をどう評価されているのかという御質問もさせていただきましたけれども、特に小規模な学校での教育の質を上げていくという観点で、遠隔教育をより積極的に導入されるような仕組みを、文部科学省さんで旗振って考えられたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○文部科学省（常磐木室長） その点につきましては、都道府県の皆様がまだ導入に、初期状況というのでしょうか、そういうところで、決して我々が手をこまねいているわけではございません。実証研究をやる中で、地方の皆さんの正に現場の声、効果が上がるやり方というものもあわせて当然研究しているわけでもございまして、そうした中で、各学校とお話しさせていただく中で、最初の実践研究の中では単位数については今お示ししている範囲の中で、そしてまた、この単位数の中で本当に遠隔教育がどのように行えば効果が上がるのかということも、あわせて検証させていただいております。

そういったものも我々は、現場が進んでいないから手をこまねいているというわけではなくて、現場から上がってきた正しい例というのでしょうか。実践例、良い好事例というものを見つけまして、その工夫を広げていきたいと考えております。

○高橋委員 義務教育の方なのですが、結局、教科外の免許制度で活用している部分について、遠隔の教育も併用しながらやっていくという形で適切に対応することも可能だと思うのです。離島とか中山間地のところで、實際上そういう配置が困難な部分について、教科外の免許の教員で対応している実績はどれだけあるのかということをお調べいただいたほうがいいのかと思うのですが、そういうことをお調べいただくことは考えていらっしゃいませんか。

○文部科学省（若林専門官） 毎年、免許外教科担任の許可件数を文部科学省でも調査しておりますので、その中であわせて調査可能か、検討させていただければと思います。

○高橋委員 実態が重要だと思います。私どもは別に教員の数を減らせという話をしていくわけではありません。IT技術を活用してやっていくために、どういうことが可能なのかということをお調べいただきたいということを探っているわけです。是非、実態を把握していただいて、そこで遠隔教育で本当にプラスの効果ができるようなものがあれば考えていただくという方向で、考えていただきたいと思えます。

○八代委員 1つだけ。これは質問なのですが、免許外教科を担当している教員の先生というのは、別の授業を持っていて、自分の専門以外のことも教えているのか、それとも、この免許外教科を専任に教えておられるのか。この実態はおわかりでしょうか。

○文部科学省（若林専門官） 網羅的なデータではございませんが、都道府県にヒアリングというか、いろいろな場で意見交換をさせていただく際に伺った話ですと、免許を持った教科を持って、主たる教科を教えながら免許外も担っているというような実態がございます。

○八代委員 雇用問題は、この際、関係ないということですね。

○文部科学省（長谷室長） 雇用問題とおっしゃいますと。

○八代委員 免許外教員を仮に遠隔にかえたとしたら、その方が失業するという問題はないという理解でよろしいわけですね。

○文部科学省（若林専門官） はい。

○文部科学省（常磐木室長） 今の高橋先生からの御指摘に関して、文部科学省として1点、是非皆様御理解頂きたいのですけれども、中学校なのですが、義務教育の段階で大きく高校と違うものがあると我々は考えてございます。私の冒頭の説明で、義務教育の目的、目標、60年ぶりに安倍第1次政権で改正されました教育基本法のお話や学校教育法で初めて義務教育の目的、目標が定められた旨を申し上げましたが、やはり中学校を初めとする義務教育におきましては、いわゆる教員と子供の触れ合いの中で、対面の中で生きる力を育てていくことがとても大切だと考えております。教科教育の場における授業におきましても、教科教育だけではなくて、人間教育もあわせて行われるべきものと考えているところでございます。逆にその上の義務教育ではない高等学校につきましては、選択の科目も非常に広がるわけでございます。ましてや大学も正にそのとおりでございます。そういった観点から、遠隔授業を高校以上で認めているという経緯もございまして、義務教育の性質ということにつきましても、この場をおかりしまして皆様に御説明させていただければと思っております。

○八代委員 今の御説明は非常に異議があります。あたかも大学教員は人間的な生徒との触れ合いをしなくてもいいように聞こえるので、それは義務教育であろうが、高等教育であろうが、ひとしくあるべきことであって、義務教育の目的がそうだとされる御説明は、やや納得いかないのですが。

○文部科学省（常磐木室長） 大変申し訳ございませんでした。特に義務教育においてはという意味です。大学も高校もそのとおりでございます。例えば我々も今回いろいろ御指示、論点をいただく中で検討を進めておったのですけれども、例えば義務教育におきましては、全国満遍なくやっていますので、授業中における生徒指導の観点も非常に多い。そういった様子も多々議論があった中で、今のようなお話をさせていただきました。決して大学と高校等が人間的な触れ合いが必要ないと言っているわけではございません。

○八代委員 むしろ私は、義務教育の意義というのは教育格差の是正だと理解していたわけですが。大学とか高校はある程度地域間格差があってもやむを得ないけれども、義務教育だけは地域に関わらず最低限必要なことを教えなければいけないというのが目的で、だから、国が全額を負担している。であれば、やはり資格外教育というのは問題であって、だ

からこそ質を担保するために、遠隔授業であれば教育の質は確実に担保されるわけですから、むしろそちらの方が義務教育にふさわしいのではないかという意見も、是非お伝えいただければと思います。

○高橋委員 今の話、私の話とは矛盾していませんよね。要するに、教科外免許でやっていたらいらっしゃる方の授業について、その方が教室にいつつ、遠隔を入れたら進むのではないのでしょうかという話をしているのです。

○文部科学省（常磐木室長） もしもそういった仕組みであれば、今でも可能でございます。免許外教科担任の方でも、その授業で資格を持った正に教員でございますので、その方がその担当教科の免許でいる場合でしたら、いわゆるICTを使った授業をやっていたくのも可能でございます。

○高橋委員 義務教育でもですか。

○文部科学省（常磐木室長） 義務教育でも大丈夫でございます。

○原座長 それは、そこに科目免許ある先生がいるという擬制がなされているのでということですね。

○高橋委員 わかりました

○原座長 擬制という言い方が正しいのかはわかりませんが。申し上げているのは、そういった形での免許外の方を活用して、対面でおっしゃるような触れ合うことを大事にした教育をやる。これももちろん大事なことだと思います。一方で、遠隔教育と組み合わせたらよろしいのではないのでしょうか。全て必ず対面教育でされるということではなく、授業のうちの何時間かは遠隔授業で、残りの部分は先生がいる状態といったようなことは考えられないのでしょうか。

義務教育については、全て対面、触れ合うことが大変大事なのですということでありましたが、一方で、高校については現状の制度でも半分は遠隔で認められているわけですね。私は、この半分というのはもう少し拡大、緩和ができませんかというお話をしているわけですが、少なくとも現状の制度でも、高校1年生で半分はできるということだと思います。そうであれば、発展段階・年齢によってどの程度、人間的な触れ合いの要素が大きいのかどうかは違ってくるのかもしれませんが、例えば中学2年生、3年生について、少なくとも一定程度、遠隔授業と対面とを組み合わせる可能性について、しかも、現状で免許外の教科担任がつかれているという状況の中で、そこは是非御検討いただいたらよろしいのではないかと思います。

○高橋委員 高校でも立ち会いを要求しているのですよね。違うのですか。

○文部科学省（常磐木室長） 高校は、その教科の免許資格がなくても構わないという仕組みになってございます。例えば画面の先で数学の授業が行われておって、教室の中には英語の先生がいてもいいという仕組みに高校はなってございます。

○高橋委員 要するに、今の話は、免許外を出さなくてもよくなるのではないのでしょうか



という話です。そういう授業については、教科外の免許を出さなくてもいいのではないのでしょうかという話をしているのです。

○文部科学省（常磐木室長）そこは、高校の教室の中にいる先生の役割なのですけれども、机間指導ですとか安全管理。

○高橋委員 中学校でそういうことはできるのではないですか。わざわざ教科外免許を出さなくても、その先生がいて、遠隔授業でやって、その方が同席していれば、それで制度が仕組まれるのではないのでしょうかという話をしています。

○文部科学省（常磐木室長）今の点でございますが、そこは先ほどの指導論に戻ってしまうのですけれども、免許外であっても資格を、座長のお言葉だと擬制という形ではないですが、きちんと与えまして、その学校なら学校で数学を教えるという形の先生が教室にいるということが、義務教育では重要ではないかと考えているところでございます。

○高橋委員 その理屈は納得できないですね。能力的には同じなのだから、わざわざ無理やりそうやって擬制しているのと、遠隔教育を入れて、それで触れ合いのところは同席してやるというのだと、そちらの方が私はよほどいいと思うのです。

○文部科学省（常磐木室長）触れ合うというのは、その画面の方がたまに来てということでしょうか。

○高橋委員 同席するわけでしょう。教員が触れ合いという形にいるわけですよ。わざわざ会計検査院が指摘する免許外教科担任みたいな制度を使わなくても、教科の免許を持っていない教員がいらっしゃって、遠隔教育で同席して触れ合いの部分を見るというのだったら、それはそちらの方がいい制度なのではないのでしょうかと申し上げているのです。

○文部科学省（常磐木室長）免許外制度のことにつきましては、先ほど担当の方からもお話しいたしましたけれども、基本的になくしていく方向で取り組んでいるところです。

○高橋委員 ですから、遠隔教育を入れながらなくしていくという方向でうまくいくのではないのでしょうかと申し上げているのです。

○文部科学省（常磐木室長）御指摘は大変よくわかります。我々といたしましては、義務教育の部分につきましては、高校以上とは違った部分があると御説明させていただいたところでございます。

○高橋委員 触れ合いが違うのはわかりました。ただし、触れ合いの部分は、なにがしかの手当をすれば、教員がいるのだから、触れ合えるでしょう。

○文部科学省（常磐木室長）触れ合いということではなくて、教科教育の中でも、同じ教室の中で教科指導が資格のある教員によって行われる必要があるということでございます。

○原座長 これは室長がそろそろ出ないといけないようでございますので、最後に1点だけ申し上げますと、いみじくも最初に室長が、やはり資格のある先生が教えることが大事だということをおっしゃって、全くそのとおりだと思うのです。したがって、こういった免許外教科担任といった方便を使い続けるのではなくて、遠隔授業をきちんと活用して、よ

り教育の質をきちんと担保できるように、維持向上できるようにしていったらよろしいのではないかとことを申し上げております。

もうこれは繰り返すようですが、先ほど高橋先生もおっしゃいましたけれども、私たちは教員の削減などという議論をしているわけでは全くなくて、教育の質を高めるという観点で、文部科学省さんと方向性は一致していると思っています。そこを是非後押しさせていただければと思っていますので、引き続き、是非御議論をさせていただければと思います。

では、どうもありがとうございました。

(文化庁、文部科学省退室)

○原座長 では、事務局からお願いします。

○西川参事官 次回の投資等ワーキングの日程につきましては、また御連絡させていただきます。

○原座長 どうもありがとうございました。